

食肉科研/行政情報等発信サービス

No.121 2018/6/25

1 食品表示法の食品表示基準に係る指導の件数等

6月22日、消費者庁、国税庁及び農林水産省は、食品表示法の食品表示基準に係る国（消費者庁、国税庁及び農林水産省）による平成29年度下半期（平成29年10月～平成30年3月）の指導の件数等を公表した。その主な内容は次のとおり。なお、同日、「食品表示法の食品表示基準に係る指示及び命令件数」も公表されているが、畜産物では0である。

（単位：件数）

指導	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合計	(参考)	
				指示	命令
28年度	135	142	277	12	0
29年度	107	124	231	11	0

指導：「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであり、違反事業者が直ちに表示の是正を行い、事実と異なる表示があった旨を速やかに情報提供している場合に行う行政指導

指示：「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導（食品表示法第6条第1項及び第3項）

命令：食品表示法第6条第1項又は第3項の指示に係る措置を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分（食品表示法第6条第5項）、「食品表示法に基づく命令等の指針」に照らし、食品の回収等又は営業停止を命ずる行政処分（食品表示法第6条第8項）

注：食品表示法は、食品衛生法、健康増進法、JAS法に規定されていた食品表示に関する規定を統合したもので、平成27年4月に施行。

【下半期指導品目】

生鮮食品は53件、そのうち畜産物は9件。加工食品は80件、そのうち畜産加工品は9件。

注：一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

【下半期指導違反区分】

主な違反区分は、「名称の誤表示・欠落」が13件、「原材料の誤表示・欠落」が41件、「原産地の誤表示・欠落」が62件。畜産物では、「原産地の誤表示・欠落」が牛肉で5件、豚肉で2件。「品種の誤表示・欠落」が牛肉で2件。畜産加工品では、「名称の誤表示・欠落」が1件、「原材料の誤表示・欠落」が4件、「原料原産地名の誤表示・欠落」が4件。

注：一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/index.html#related_notice